

住宅リフォーム補助金のご案内

この制度は、市民が住宅リフォームを行う場合に、その費用の一部を補助することで、居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的とします。

※リフォーム業者と請負契約締結後に補助金申請した場合、補助金交付の「対象外」となります
※同年度に実施する「融雪槽補助金」及び「空家購入補助金」との重複申請はできません

○ 補助金の申請には、まず「抽選申込書」の提出をお願いします！

第1期募集（募集枠1,600万円分）

抽選申込：令和6年3月14日(木)～4月11日(木)
抽選日：令和6年4月15日(月) AM10:00
抽選会場：石狩市役所 2階 201会議室
交付申請：令和6年4月19日(金)～6月4日(火)
注意事項：交付申請時に申請額の増額可(2割)

第2期募集（募集枠400万円分）

抽選申込：令和6年5月22日(水)～6月18日(火)
抽選日：令和6年6月20日(木) AM10:00
抽選会場：石狩市役所 2階 201会議室
交付申請：令和6年6月26日(水)～8月7日(水)
注意事項：抽選申込時「見積書の添付」必要
交付申請時に申請額の増額不可

※第1期、第2期とも申込が予算枠内であれば抽選は実施しません

※第2期で申込額が募集枠内の場合、以後予算の範囲内で追加の交付申請を受け付けします

対象者

- 市内に住民票があり居住している住宅をリフォームする者(個人)
※ 市税の滞納がないこと

対象経費

- 市内事業者による50万円(税抜)以上のリフォーム工事費
【対象外となる費用】融雪槽設置費、設計費、家電製品及び家具等の購入費、事務所及び店舗等の居住用以外の部分の工事費、DIYの材料費

対象要件

- 申請者、対象住宅が令和5年度及び令和6年度に「石狩市住宅リフォーム補助金、石狩市融雪槽補助金、石狩市空家購入補助金」の交付を受けていないこと
- 建築基準法および関係規定に明らかな違反がないこと

補助額

- 住宅リフォーム工事費の10%、上限15万円

申込方法 必要書類

- 抽選申込や交付申請は、期間内に建築住宅課窓口にて受付します
※ 事情により来庁出来ない場合は、建築住宅課までご相談願います
- 抽選申込書は、建築住宅課窓口で配布します。補助金の詳細や他の様式と共に石狩市HPでも公開中です

※ <https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kenchiku/>

完了報告

- 令和7年2月28日(金)まで

※その他の要件、申請方法等の詳細は裏面をご確認し、不明な点は建築住宅課まで問い合わせ願います

補助金の事務手続きのスケジュールと必要書類

○：申請者と市、△：申請者と市(必要な場合)、●：申請者と工事業者

スケジュール		申請者手続き			提出書類内容説明		
時期	事務手続き	書類提出	受領	書類作成	書類	説明	
① 抽選申込	指定期間	抽選申込書提出(窓口受付)	○		○	・石狩市住宅リフォーム補助金抽選申込書	
		公開抽選	△		△	・リフォーム工事の費用が分かる見積書の写しおよび内訳書の写し	第1期は概算費で申込(交付申請時増額可/上限2割) 第2期募集時に添付が必要(交付申請時増額不可)
		①抽選会への参加は任意 ②抽選結果は当日中に石狩市のホームページに公表 ③当選者へのみ当選通知を郵送で送付					
当選通知	市から郵送	当選通知		○		・案内文	交付申請のご案内
				○		・石狩市住宅リフォーム補助金交付申請予定者決定通知書	当選の通知(「交付申請予定者」の通知)
				○		・補助金等交付申請書	抽選受付時の情報を一部記載済
				○		・支払い口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票	補助金の支払い口座の登録に必要
② 交付申請	指定期間	交付申請提出(窓口受付)	○		○	・石狩市住宅リフォーム補助金交付申請書	
			○		○	・補助対象住宅の位置図および配置図	位置図：地図、配置図：敷地内の建物配置
			○		○	・申請者の住民票の写し	市役所1階1番窓口(親族の場合居住地の市役所窓口)
			○		○	・申請者の納税証明書(市税の滞納が無いことの証明)	市役所1階15番窓口
			○		○	・リフォーム工事の費用が分かる見積書の写しおよび内訳書の写し	融雪槽設置に係る費用は補助対象外
			○		○	・リフォーム工事部分の施工前の状況がわかる写真	カラーのもの(印刷可)、A4用紙貼付
			○		○	・支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票	交付申請者の名義の口座とする(押印必要)
			△		△	・その他市長が必要とみとめる書類	
交付決定	市から郵送	交付決定通知		○		・案内文	交付決定のご案内
				○		・石狩市住宅リフォーム補助金交付決定書	交付決定の通知
				○		・石狩市住宅リフォーム補助金実績報告書	交付申請時の情報を一部記載済
				○		・補助金請求書	
				○		・アンケート	実績報告時での提出にご協力願います
交付決定後	請負契約の締結			●	・リフォーム業者と請負契約を締結してください(必須) (契約日：交付決定日以降、印紙(消印)必要)	請負契約書の作成はリフォーム業者の様式で可です ※契約書は、リフォーム協会のHPを参照願います。	
	工事の実施					※申請内容に変更がある場合は変更申請が必要な場合がありますのでご相談願います。	
	工事代金支払			●	・工事代金を支払い後、領収書を受領してください	銀行振込の場合等で振込依頼書の写しでも可能	
③ 実績報告	令和7年2月28日	実績報告(窓口受付)	○		○	・石狩市住宅リフォーム補助金実績報告書	
			○		○	・リフォーム工事に係る請負契約書の写し	軽微な変更がある場合は変更後の額 様式は請負業者の様式(住宅リフォーム推進協議会掲載の参考様式でも可)
			○		○	・リフォーム工事に係る費用の支払いを確認できる書類の写し	軽微な変更がある場合は変更後の額 契約額と同じ額
			△		△	・リフォーム工事の費用が分かる見積書の写しおよび内訳書の写し	軽微の変更がある場合契約書の内訳がわかるもの
			○		○	・リフォーム工事部分の施工後の状況がわかる写真	カラーのもの(印刷可)、A4用紙貼付
			○		○	・リフォーム工事部分が許可等を要する場合はその許可書の写し	確認申請手続き 道路占用許可・水道・下水道工事手続き
			○		○	・補助金請求書	日付は未記載、押印不要
			○		○	・アンケート	提出にご協力願います
			△		△	・その他市長が必要と認める書類	
額の確定	市から郵送	額の確定通知		○		・案内文	補助金の支払い日が記載されております
				○		・額の確定通知	確定した補助金額 (軽微な変更で減額となった場合は変更後の額)
補助金支払い		額の確定通知に記載されている振込予定日に、交付申請時登録した指定口座に補助金を振込みます					